

青森県報

第四千四百四十八号

平成三十年
五月十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正……(人事課) ……一
 - 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正……(同) ……二
 - 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……(高齢福祉課) ……二
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……(同) ……二
 - 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……(同) ……三
 - 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……(同) ……三
 - 障害福祉サービス事業者の指定……(障害福祉課) ……三
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……(同) ……四
 - 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……(同) ……四
- 公 告
- ウインドウズサーバ利用に関するライセンスの購入に係る一般競争入札……(情システム課) ……四
 - 建設業者の許可の取消し……(下北地域) ……六
 - 右 同……(県民局) ……六

告 示

示

青森県告示第三百七十二号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、七四八円	一三、二八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、三七七円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一四、二五五円
三十歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三五三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円
五十歳以上五十五歳未満	六、八二二円	二五、二五七円
五十五歳以上六十歳未満	六、三三三円	二四、八五九円

六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二八四円

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百七十三号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万五千三百十円」を「十万五千二百九十円」に、「五万七千七百十円」を「五万七千九百九十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に、「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、平成三十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
氏 名 又 は 名 主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地	年 月 日
社会福祉法人福祉の里	訪問リハビリテーション	十和田市大字切田字横道一〇〇の二二	平成三〇・五・一
医療法人瑞翔会	短期入所療養介護	上北郡東北町大字上野字南谷地二五八の一	〃
株式会社東北産業	訪問介護	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の一八六五	〃

青森県告示第三百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	廃止の年月日	廃止の年月日
氏 名 又 は 名 主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地	年 月 日	年 月 日
〃	〃	〃	〃	〃

株式会社 ライフア リーナ	社会福祉 法人三笠 苑	社会福祉 法人三笠 苑	株式会社 友情	社会福祉 法人三笠 苑	社会福祉 法人三笠 苑
弘前市大字新町 一六七の一	平川市館田西和 田一九五	平川市館田西和 田一九五	黒石市大字中川 字富田一〇の二	平川市館田西和 田一九五	平川市館田西和 田一九五
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
訪問看護 センター マイル	石川ホー ムパル 三	石川ホー ムパル 三	介護サ ービス 「ゆ うじ う」	石川ホー ムパル 三	石川ホー ムパル 三
弘前市大字駒 越字村元一二 三の一	弘前市大字堀 越字柳元二九 三	弘前市大字堀 越字柳元二九 三	黒石市大字中 川字富田一〇 の二	弘前市大字堀 越字柳元二九 三	弘前市大字堀 越字柳元二九 三
平成 三〇・三・三〇	平成 三〇・四・一	平成 三〇・四・一	平成 三〇・二・九	平成 三〇・四・一	平成 三〇・四・三〇
平成 三〇・三・三					

青森県告示第百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サ ービス 者	氏名 又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ービス の種類	介護予 防サ ービス 事業を 行 う 事業 所	指 定 年 月 日
社会福祉 法人福 祉の里	十和田市 大字切 田字横 道一〇〇 の二二	十和田市 大字切 田字横 道一〇〇 の二二	訪問予 防ハ ンディ キャ プテ ィブ	老人保 健施 設の 苑	平成 三〇・五・一

青森県告示第百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予 防サ ービス 者	氏名 又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ービス の種類	介護予 防サ ービス 事業を 行 う 事業 所	廃止の 届出 年月日	廃止 年月日
株式会社 ライフア リーナ	弘前市 大字新 町一 六七の 一	弘前市 大字新 町一 六七の 一	訪問 看護 センター マイル	弘前市 大字駒 越字村 元一二 三の一	平成 三〇・三・三〇	平成 三〇・三・三
社会福祉 法人拓 心会	五所川 原市大 字水野 尾字懸 樋二二 の三	五所川 原市大 字水野 尾字懸 樋二二 の三	訪問 入浴 さかえ	五所川 原市大 字水野 尾字懸 樋二二 の三	平成 三〇・四・二	平成 三〇・五・三

青森県告示第百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福 祉サ ービス 者	名称	主たる事務所の 所在地	障害福 祉サ ービス の種類	障害福 祉サ ービス 事業を 行 う 事業 所	指 定 年 月 日

特定非営利活動法人しおん	弘前市大字大原二丁目八の二〇	就労移行支援	コミュニティセンター	弘前市大字安原三丁目二の一七	平成三〇・五・一
有限会社和心	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の一	居宅介護	介護サービス「じょう」	黒石市大字中川字富田一〇の二	〃
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	生活介護	ひなたストレッツ	弘前市大字南城西二丁目二の一	〃
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	生活介護	ひなた	弘前市大字神田一丁目六の三	〃
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	生活介護	ひなたスマイルパーク	弘前市大字青山二丁目一の二	〃
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	生活介護	デイサービス「ふれあい温泉」	弘前市大字旭ヶ丘二丁目六の四	〃
合同会社健有会	上北郡東北町大字上野字新堤向五八の六	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所「縁」	三沢市泉町一〇丁目一七の一〇	〃

青森県告示第百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	ファルマ弘前薬局
所在地	弘前市大字扇町二丁目二の一〇
指定期間	平成三〇・五・一

青森県告示第百八十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援を行う事業所	指定期間
名称 社会福祉法人伸康会	主たる事務所の所在地 弘前市大字独狐字石田二二の一	種類 放課後等デイサービス	名称 就職準備教室「ココロジョブ弘前校」
名称 社会福祉法人ほほえみ	主たる事務所の所在地 平川市館山前田八〇の一	種類 児童発達支援	名称 おらんど
			所在地 弘前市大字北園一丁目二の一九
			指定期間 平成三〇・五・一

公 告

ウィンドウズサーバ利用に関するライセンスの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書のとおりとする。

ウインドウズサーバ利用に関するライセンス 一式

二 納入期限

平成三十年七月二十日

三 納入場所

青森県企画政策部情報システム課

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の販売に係る契約において、OA機器又はソフトウェアの営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 資格の確認等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により、確認を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書を平成三十年五月十八日午後二時までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 確認結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知す

る。

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟四階A会議室

2 日時 平成三十年五月二十八日 午前十時

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第二項の規定により公告する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 野村建設株式会社

二 代表者の氏名 棟方和洋

三 主たる営業所の所在地 むつ市旭町六の六

四 許可番号 青森県知事許可（特―二九）第六八九四号

五 取消年月日 平成三十年四月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第二項の規定により公告する。

平成三十年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社相内グリーン産業

二 代表者の氏名 相内祥一

三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字白糠字前田四四の一〇九

四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第六〇〇一一六号

五 取消年月日 平成三十年四月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番二号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二門屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚三付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------